

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱

制定	平成18年12月1日	18産技総総第347号
一部改正	平成27年12月24日	27産技総総第608号
一部改正	平成28年3月30日	27産技総総第873号
一部改正	平成29年3月31日	28産技総総第781号
一部改正	平成29年6月30日	29産技総総第171号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）第33条及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター個人情報保護管理規程第20条の規定により、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）が自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書の提出)

第2条 条例第13条第1項の規定に基づき開示請求をしようとする者は、保有個人情報開示請求書（別記第1号様式）を地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターに提出しなければならない。

(開示請求者の確認)

第3条 条例第13条第2項及び条例第15条第1項に規定する書類は、次に掲げるア又はイの書類であって開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所が記載されているもの並びに戸籍謄本その他請求資格を有することを証明する書類（法定代理人による請求及び死者に関する情報のうち、相続した財産に関する情報等請求者を本人とする保有個人情報と認められるものに係る請求の場合に限

る。)とする。

ア 次に掲げる書類のうちいずれか一つ

- (1) 個人番号カード
- (2) 運転免許証
- (3) 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）
- (4) 旅券
- (5) 身体障害者手帳
- (6) 精神障害者保健福祉手帳
- (7) 療育手帳
- (8) 在留カード
- (9) 特別永住者証明書
- (10) 特別永住者証明書
- (11) 官公署から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であって、氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして理事長が適当と認めるもの

イ 次に掲げる書類のうちいずれか二つ

- (1) 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証
- (2) 健康保険日雇特例被保険者手帳
- (3) 国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証
- (4) 私立学校教職員共済制度の加入者証
- (5) 国民年金手帳
- (6) 児童扶養手当証書
- (7) 特別児童扶養手当証書

(8)官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であって理事長が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）

2 アの「官公署から発行若しくは発給された書類…として知事が適当と認めるもの」としては、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（写真付き）など、官公署が発行等した写真付きの書類であって、氏名及び住所の記載があるものである。

イの「官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類…であって知事が適当と認めるもの」としては、印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票の写し、母子健康手帳、恩給証書、国税・地方税の領収書、納税証明書、公共料金の領収書など、官公署、公的企業又は公益法人が発行等した書類であって、個人識別事項の記載があるものである。ただし、イの二つの書類のいずれかは必ず住所の記載があるものでなければならない。

また、当該書類は、提出・提示の時点において有効なもの又は発行等の日から6か月以内のものに限るものとする。

3 条例第27条第2項及び29条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は任意代理人であることを証明するために必要な書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類及び法定代理人又は任意代理人に係る前項の書類（法定代理人又は任意代理人が法人であるときは、登記事項証明書その他の官公署発行又は発給された書類及び現に当該法人を代表して開示請求しようとする者と当該法人との関係を証する書類その他の書類であって、都産技研が適当と認める書類（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。））とする。

(1) 本人の代理人として開示請求する者が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明することができる書類として、都産技研が認める書類

(2) 本人の代理人として開示請求をする者が任意代理人である場合には本人の

委任状（別記第2号様式）

- 4 開示請求者が上記書類を提出又は提示せず、請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人であることが確認できない場合は、補正として、相当の期間を定めて開示請求者に上記書類の提出又は提示を求めるものとする。開示請求者が当該期間内に補正に応じないとき又は開示請求者に連絡がつかないときは、請求を拒否する決定（以下「却下」という。）を行う。

（開示決定通知書等）

第4条 条例第14条第2項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、同表右欄に掲げる通知書とする。

1 条例第14条第1項の規定により保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合	保有個人情報開示決定通知書 (別記第3号様式)
2 条例第14条第1項の規定により保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合	保有個人情報一部開示決定通知書（別記第4号様式）
3 条例第14条第1項の規定により保有個人情報の全部を開示しない旨の決定（条例第17条の3の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合	保有個人情報非開示決定通知書（別記第5号様式）

- 2 条例第14条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報開示請求）（別記第6号様式）とする。
- 3 条例第14条第4項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報開示請求）（別記第6号様式の2）とする。

- 4 条例第14条第7項に規定する実施機関が定める事項は、当該公文書の作成年月日、当該開示請求者以外のものに係る情報の内容その他必要な事項とする。
- 5 都産技研は、条例第14条第7項の規定により開示請求者以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（別記第7号様式）により通知するものとする。
- 6 都産技研は、条例第14条第8項に規定する反対意見書が提出された場合において、当該反対意見書に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、直ちに開示決定に係る通知書（別記第8号様式）により反対意見書を提出したものに通知するものとする。

（電磁的記録に記録された保有個人情報の開示方法）

第5条 条例第15条第2項の規定により、電磁的記録（ビデオテープ、録音テープその他の映像又は音声記録された電磁的記録を除く。以下この項において同じ。）に記録された保有個人情報の開示は、電磁的記録に記録された当該保有個人情報に係る部分を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録に記録された当該保有個人情報に係る部分をディスプレイ等映像又は音声の出力装置に出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、電磁的記録に記録された当該保有個人情報の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

（開示の実施等）

第6条 保有個人情報の開示を写しの交付の方法により受ける者は、保有個人情報の開示（写しの交付）申込書（別記第9号様式）を提出しなければならない。

2 保有個人情報の開示を行う場合において、写しを交付するときの交付部数は、請求があった保有個人情報が記録された公文書一件につき一部とする。

3 都産技研は、保有個人情報記録された公文書の閲覧又は視聴を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る保有個人情報記録された公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報記録された公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

(未成年者又は本人の確認書の提出)

第7条 都産技研は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であつて、当該未成年者が満15歳に達しているときは、開示することが条例第16条第8号の規定に該当するかどうかの判断に当たり、当該未成年者に開示についての確認書(別記第10号様式)の提出を求めることができる。

2 都産技研は、任意代理人による開示請求がなされた場合には、当該開示請求の対象となる保有個人情報の内容が、本人による代理権の授権の範囲と合致するかどうかを判断するために、当該本人に対し、開示についての確認書(別記第11号様式)の提出を求めなければならない。

(開示請求の却下)

第8条 開示請求が条例に規定する要件を満たさず、開示請求者が補正に応じない等の理由により当該開示請求を却下する場合は、保有個人情報開示請求却下通知書(別記第12号様式)により通知する。

(訂正請求書の提出)

第9条 条例第19条第1項の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、保有個人情報訂正請求書(別記第13号様式)を理事長に提出しなければならない。

(訂正請求者の確認等)

第10条 条例第19条第3項において準用する条例第13条第2項に規定する書類に

については、第3条の規定を準用する。

- 2 都産技研は、訂正請求に係る保有個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

(訂正決定通知書等)

第11条 条例第20条第2項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書(別記第14号様式)とする。

- 2 条例第20条第3項に規定する書面は、保有個人情報非訂正決定通知書(別記第15号様式)とする。

- 3 条例第20条第5項において準用する条例第14条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書(保有個人情報訂正請求)(別記第16号様式)とする。

(訂正請求の却下)

第12条 訂正請求が条例に規定する要件を満たさず、訂正請求者が補正に応じない等の理由により当該訂正請求を却下する場合は、訂正請求却下通知書(別記第17号様式)により通知する。

(事案移送通知書)

第13条 都産技研は、条例第17条の4第1項又は第21条第1項の規定により事案を移送した場合は、事案移送通知書(開示請求・訂正請求)(別記第18号様式)により開示請求者又は訂正請求者に通知するものとする。

(利用停止請求書の提出)

第14条 条例第21条の4第1項の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、

保有個人情報利用停止請求書（別記第19号様式）を都産技研に提出しなければならない。

（利用停止請求者の確認等）

第15条 条例第21条の4第2項において準用する条例第13条第2項に規定する書類については、第3条の規定を準用する。

- 2 都産技研は、利用停止請求に係る保有個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、利用停止請求をしようとする者に対し、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

（利用停止決定通知書等）

第16条 条例第21条の6第2項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記第20号様式）とする。

- 2 条例第21条の6第3項に規定する書面は、保有個人情報利用非停止決定通知書（別記第21号様式）とする。
- 3 条例第21条の6第5項において準用する条例第14条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報利用停止請求）（別記第22号様式）とする。

（利用停止請求の却下）

第17条 利用停止請求が条例に規定する要件を満たさず、利用停止請求者が補正に応じない等の理由により当該利用停止請求を却下する場合は、利用停止請求却下通知書（別記第23号様式）により通知する。

（開示手数料）

第18条 都産技研が定める開示手数料は、保有個人情報の開示を写しの交付の方法



により行うときは、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの料金を定める規程（平成18年法人規程第24号）に定める情報公開手数料を徴収する。

（審査会に諮問した旨の通知）

第19条 都産技研は、条例第24条の4の規定により通知する場合は、審査会諮問通知書（別記第24号様式）によって行うものとする。

（審査会への提出資料等の閲覧等）

第20条 条例第25条の5第1項の規定に基づき、東京都個人情報保護審査会（以下「審査会」という）に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を請求しようとするものは、審査会に請求を行うものとする。この場合においては、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成3年東京都規則第22号）第14条の規定を準用する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

（名称変更）

この要綱による改正前の地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター個人情報の保護に関する要綱を、この要綱による改正後の地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱（案）に名称変更する。